



株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりサステナビリティボンド・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

オリックス銀行株式会社

サステナビリティファイナンス・フレームワーク

据置



発行体	オリックス銀行株式会社
評価対象	オリックス銀行株式会社 サステナビリティファイナンス・フレームワーク

評価の概要

オリックス銀行株式会社は1993年に山一信託銀行株式会社として設立された大手銀行。1998年にオリックスグループに入り、オリックス信託銀行株式会社と商号変更、現商号へは2011年10月に変更している。

2021年度を初年度とする中期的な経営戦略では、持続的な成長に向け、サステナビリティを基軸とする経営及び資産の質・量の適切なコントロールによるROAの向上を重点テーマとして掲げ、持続可能な社会の構築とオリックス銀行の持続可能な成長の両方の実現を目指している。

オリックス銀行は、オリックスグループに属する金融機関として、持続可能な社会に貢献していくために、多様なステークホルダーとの対話を通じて社会からの要請を的確に把握し、事業を通じて社会課題に取り組むことをサステナビリティ方針として定めている。サステナビリティ方針の中には、オリックス銀行が取り組むべき重点課題（マテリアリティ）が特定されており、オリックス銀行が定めたサステナビリティファイナンス・フレームワークで定義される適格プロジェクトはマテリアリティと密接に結びついている。

今般の評価対象は、オリックス銀行がサステナビリティファイナンス¹に関する資金調達のために策定した、サステナビリティファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。本フレームワークが「グリーンボンド原則²」、「ソーシャルボンド原則³」、「サステナビリティボンドガイドライン⁴」、「グリーンボンドガイドライン⁵」及び「ソーシャルボンドガイドライン⁶」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって規制ではないことから、如何なる拘束力を持つものでもないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

JCR では、2022 年 1 月 25 日に、オリックス銀行のサステナビリティファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）に対して、サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価“SU 1(F)”を公表した。

オリックス銀行では、サステナビリティファイナンスによって調達した資金を、あらかじめ定められた適格クライテリアを満たすグリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに対するファイナンス又はリファイナンスに充当する予定である。JCR は、資金使途の対象はいずれも環境改善効果及び/又は社会的便益があると評価している。

今般のレビューは、2024 年 4 月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及び BELS 新基準導入等に基づき、オリックス銀行が本フレームワークを更新したことを受けて行うものである。

JCR はいずれの変更についても引き続き環境改善効果又は社会的便益を有するものであると評価している。

ファイナンスの管理・運営体制及びプロセスについても、前回評価時と同様、適切に資金管理される予定であり、かつ透明性が高いことを確認した。また、ファイナンスのレポートングについても、前回評価時と同様、開示内容等が適切である旨を確認した。

以上のレビューの結果、本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンドガイドライン」、「グリーンボンドガイドライン」及び「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

¹ 本件においてサステナビリティファイナンスとは、グリーンボンド及びサステナビリティボンドを指す。

² ICMA "Green Bond Principles 2021"

<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

³ ICMA "Social Bond Principles 2023"

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/>

⁴ ICMA "Sustainability Bond Guidelines 2021"

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/sustainability-bond-guidelines-sbg/>

⁵ 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2022 年版」 <https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

⁶ 金融庁 「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版」 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

目次

■ レビュー事項

■ レビュー内容

1. 調達資金の使途（適格クライテリア）
2. 資金使途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

■ レビュー結果（結論）

レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

1. 調達資金の使途（適格クライテリア）

サステナビリティファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、サステナビリティボンド・フレームワーク評価付与時点において変更後も引き続き適切であるか。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

サステナビリティファイナンスを通じて実現しようとする目標、サステナビリティプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスについて、引き続き適切に運用されているか。

3. 調達資金の管理

サステナビリティファイナンスによって調達された資金が、確実にサステナビリティプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

4. レポーティング

サステナビリティファイナンスに係るレポーティング体制につき、引き続き適切に整備され、運用されているか。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティについて、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

レビュー内容

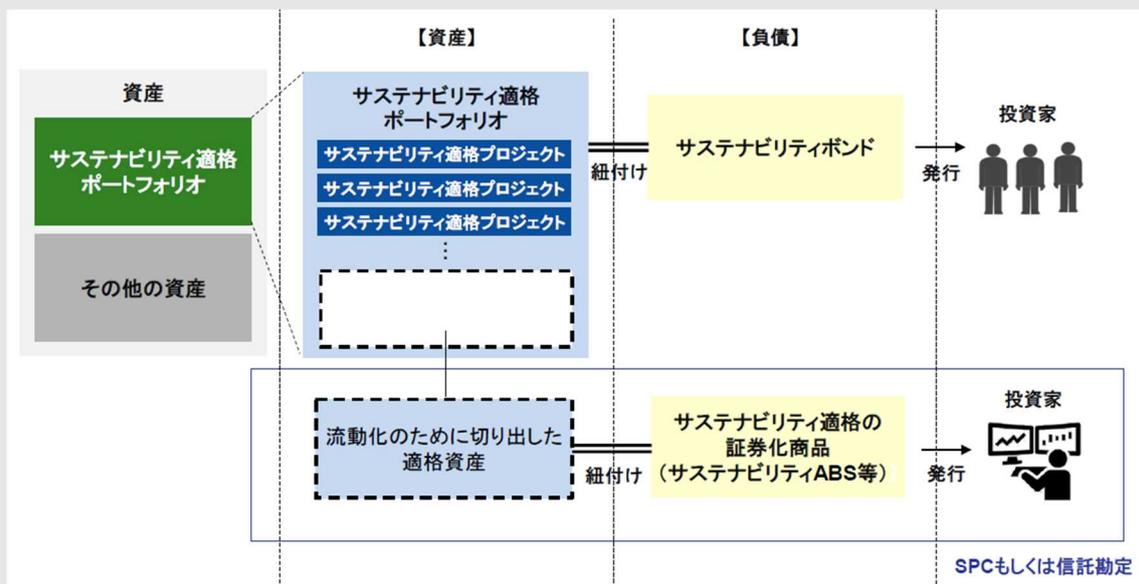
1. 調達資金の使途（適格クライテリア）

オリックス銀行では、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

資金使途にかかる本フレームワーク

2.1 調達資金の使途

サステナビリティボンドの発行による手取り金を、サステナビリティ適格ポートフォリオに充当します。サステナビリティ適格ポートフォリオは6つの事業区分のサステナビリティ適格プロジェクトへの投融資で構成されています。また、流動化したサステナビリティ適格プロジェクトについては、サステナビリティ適格ポートフォリオから除外しますが、サステナビリティ適格プロジェクトを裏付け資産とする証券化商品はサステナビリティ/グリーン/ソーシャル適格となります。



用語	定義
サステナビリティ適格プロジェクト	2.1の1)表1「サステナビリティ適格クライテリア」を満たすプロジェクト
サステナビリティ適格ポートフォリオ	サステナビリティボンドによる調達資金を充当するサステナビリティ適格プロジェクトへの投融資の集合
サステナビリティボンド	調達額の全部又は一部が、サステナビリティ適格ポートフォリオへのファイナンスに充当される社債
サステナビリティ適格の証券化商品	サステナビリティ適格プロジェクトを裏付け資産とする証券化商品

1) サステナビリティボンドの資金使途

サステナビリティボンドの発行手取り金を、サステナビリティ適格ポートフォリオに充当します。サステナビリティ適格ポートフォリオはサステナビリティ適格クライテリアを満たす6つの事業区分への投融資で構成されています。サステナビリティ適格クライテリアについては下表をご参照ください。サステナビリティ適格クライテリアに関する文言は、適格性基準とともに定期的に見直され、改訂されます。なお、改訂の際には外部評価機関による検証が必要です。

サステナビリティ適格クライテリアの枠組みでは新規投融資又は既存投融資のリファイナンスが可能です。なお、流動化したサステナビリティ適格プロジェクトはサステナビリティ適格ポートフォリオから除外します。

表1： サステナビリティ適格クライテリア

■グリーン適格クライテリア

事業区分	適格クライテリア	適格カテゴリー
A) 省エネ性能の高い住宅系建築物やグリーンビルディング認証を取得済み又は取得予定の住宅系建築物の建設・新規取得等への投融資（含む投資用不動産ローン）	<p>下記の評価を1種類以上得た、又は得る予定の住宅系建築物の建設、新規取得等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented / ZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented ・ <u>BELS（平成28年度基準）★5</u> ・ <u>BELS（令和6年度基準）</u> <ul style="list-style-type: none"> -再生可能エネルギー設備がある住宅： <u>レベル6 / レベル5 / レベル4 / レベル3</u> -再生可能エネルギー設備が無い住宅： <u>レベル4 / レベル3</u> ・ CASBEE-<u>建築・不動産・戸建</u> S/A/B+ ・ 認定低炭素住宅 	エネルギー効率 グリーンビルディング
B) 太陽光・水力・バイオマス・風力を含む再生可能エネルギー事業への投融資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電施設の開発・建設・運営事業 ・ 水力発電施設の開発・建設・運営事業（発電容量が25MW以下） ・ バイオマス発電施設の開発・建設・運営事業（持続可能な原料又は廃棄物に限る） ・ 風力発電施設の開発・建設・運営事業 	再生可能エネルギー
C) サーキュラーエコノミーに資する分野の企業やプロジェクトへの投融資	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル工場（例：金属・プラスチック・紙等）の建設・運営・アップグレード ・ リサイクル事業（例：金属・プラスチック・紙等）を行う企業の買収ファイナンスサポート 	汚染防止及び管理

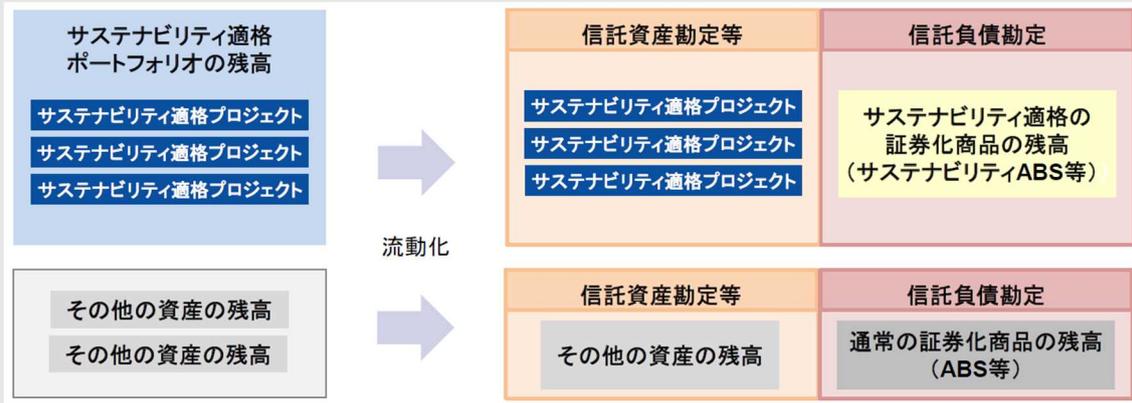
D) 脱炭素のための設備・構造改革関連投融資	<ul style="list-style-type: none"> 30%を超える CO₂ 排出量の削減に寄与する機器・設備の導入 	エネルギー効率
E) 環境負荷低減に配慮した非住宅系建築物（物流施設・倉庫・オフィス・ホテル等）の建設・新規取得等への投融資	<p>下記の評価を1種類以上得た、又は得る予定の非住宅系建築物（物流施設・倉庫・オフィス・ホテル等）の建設、新規取得等</p> <ul style="list-style-type: none"> CASBEE-<u>建築</u>・不動産 S/A/B+ BELS <u>(平成 28 年度基準)</u> ★5 BELS <u>(令和 6 年度基準)</u> <u>-非住宅：工場・事務所・学校等 レベル 6 / レベル 5</u> <u>-非住宅：ホテル・百貨店・病院・飲食店・集会所等 レベル 6 / レベル 5 / レベル 4</u> LEED 認証 <u>(v4 以降)</u> Platinum/Gold/Silver DBJ Green Building 認証 ★5/★4/★3 BREEAM 認証 <u>(v6 以降)</u> Outstanding/Excellent/Very good ZEB/Nearly ZEB/ZEB Ready/ZEB Oriented 	エネルギー効率 グリーンビルディング

■ ソーシャル適格クライテリア

事業区分	適格クライテリア	適格カテゴリー
F) 福祉関連投融資	<ul style="list-style-type: none"> 有料老人ホーム / サービス付き高齢者向け住宅 / 認知症高齢者グループホーム / 介護老人保健施設 / デイサービス施設 / その他高齢者向け住宅・施設 障がい者向けグループホーム / 障がい者のアクセシビリティ向上事業 (対象) 高齢者、障がい者 	必要不可欠なサービスへのアクセス

※事業区分 A)~F)は、いずれも改修や維持費用への投融資を含みます。

2) サステナビリティ適格プロジェクトを裏付け資産とする証券化商品



サステナビリティ適格プロジェクトの投融資の一部又は全てを流動化し、証券化商品とする場合があります。裏付け資産がサステナビリティ適格プロジェクトで構成される証券化商品はサステナビリティ適格の証券化商品として発行することができます。なお、裏付け資産がサステナビリティ適格プロジェクトのうちグリーン適格クライテリアを満たすプロジェクトのみで構成される場合はグリーン適格の証券化商品、ソーシャル適格クライテリアを満たすプロジェクトのみで構成される場合はソーシャル適格の証券化商品として発行することがあります。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

2024年4月に建築物の省エネ性能表示制度の告示が改正・施行されたこと等に伴い、オリックス銀行は、本フレームワークにおいて定義される適格クライテリアで求める建物の環境認証のうち、CASBEE 認証の範囲の明確化、BELS 認証の適格ランクの変更、LEED 認証及び BREEAM 認証のバージョンの明確化を行った。

本フレームワークにおいて、今回記載が変更された CASBEE 認証、BELS 認証、LEED 認証及び BREEAM 認証の概要を以下に示す。

CASBEE (建築環境総合性能評価システム)

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称 (Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency) の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001年4月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築 (新築) の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の4分野における評価項目について、建築物の環境品質 (Q=Quality) と建築物の環境負荷 (L=Load) の観点から再構成のうえ、L を分母、Q を分子とする BEE (建築物の環境効率) の値によって行われる。評価結果は、S ランク (素晴らしい)、A ランク (大変良い)、B+ ランク (良い)、B- ランク (やや劣る)、C ランク (劣る)、の5段階 (CASBEE-不動産は S ランク (素晴らしい)、A ランク (大変良い)、B+

ランク（良い）、B ランク（必須項目を満足）の 4 段階）に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

今般、オリックス銀行が適格クライテリアとして定めた B+以上の建物は、CASBEE-建築（新築）及び CASBEE-戸建においては BEE が 1.0 以上であり、環境負荷に対して環境品質が明確に勝る物件であること、また CASBEE-不動産においても、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における B+相当の物件であることから、環境改善効果があると JCR は評価している。

BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は BEI (Building Energy Index) によってレベル分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成 28 年度基準）では 1 つ星から 5 つ星の 5 段階で評価されており、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の 2024 年 4 月 1 日施行により、2,000m²以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準（令和 6 年度基準）が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル 6（消費エネルギー削減率が 50%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 5 段階で評価される仕組みとなっている。新基準における BELS のレベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上 40%未満）以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率 0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

オリックス銀行が適用した BELS におけるクライテリアは、省エネ性能を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。

LEED（エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ）

LEED とは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会（USGBC）によって開発及び運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。LEED は、Leadership in Energy and Environment Design の頭文字をとったものであり、1996 年に草案が公表され、数年に 1 度アップデートが行われている。現在では v4 及び v4.1 が運用されており、2025 年には v5 が登場する予定になっている。

認証の種類には、BD+C（建築設計及び建設）、ID+C（インテリア設計及び建設）、O+M（既存ビルの運用とメンテナンス）、ND（近隣開発）、HOMES（ホーム）、CITIES（都市）の 6 種類がある。認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum（80 ポイント以上）、

Gold (60～79 ポイント)、Silver (50～59 ポイント)、Certified (標準認証) (40～49 ポイント) である。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が高いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。

オリックス銀行が適格クライテリアとして定めた Silver 以上は、高いエネルギー効率を達成している建物が取得できる認証レベルであると考えられ、環境改善効果があると評価される。

BREEAM

BREEAM(Building Research Establishment Environmental Assessment Method) は英国建築研究所 BRE(Building Research Establishment) と、エネルギー・環境コンサルタントの ECD(Energy and Environment)によって 1990 年に開発された、世界で最初の環境価値評価指標認証である。

BREEAM は法律よりも厳しい基準を掲げることによって所有者、居住者、設計者、運営者の環境配慮の自覚を高め、最良の設計・運営・維持・管理を奨励するとともにそれらの建物を区別し認識させることを目的としており、管理、健康と快適、エネルギー、交通、水資源、材料、敷地利用・地域生態系、廃棄物、汚染、先進的技術の最大 10 分野で評価される。また、既存建築及び新築建築のいずれにも対応しており、既存住宅やオフィス、小売店舗といった対象種別毎の評価が行われる。

評価結果は、Outstanding (とても素晴らしい)、Excellent (素晴らしい)、Very Good (とても良い)、Good (良い)、Pass (合格) の 5 段階に分かれている。評価は各分野における素点に分野毎に設定された重み係数を掛け、それらを合計した点数によって行われる。重み係数はエネルギーに対して最も大きな係数が設定されているほか、対象種別によって多少の差異があるものの、材料や管理といった分野にも大きな係数が設定されている。また、省エネルギーの観点から、運用段階の CO₂ 排出量を直接評価しているほか、断熱性能や家電の省エネ性能等も評価に織り込まれている。したがって、オリックス銀行が適格クライテリアとして定めた Very Good 以上は、高い環境性能を有することを示す認証レベルであると考えられ、環境改善効果があると評価される。

以上より、JCR は変更後の適格クライテリアも高い環境改善効果が期待できる物件を対象としていると評価している。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

資金使途にかかる本フレームワーク

1. プロジェクトの評価及び選定プロセス

営業部門が対象案件の一時評価・選定を行い、経営企画部サステナビリティ推進チームが 2.1「サステナビリティ適格クライテリア」を満たしているかどうかを評価し、対象案件をサステナビリティ適格プロジェクトとして確認します。

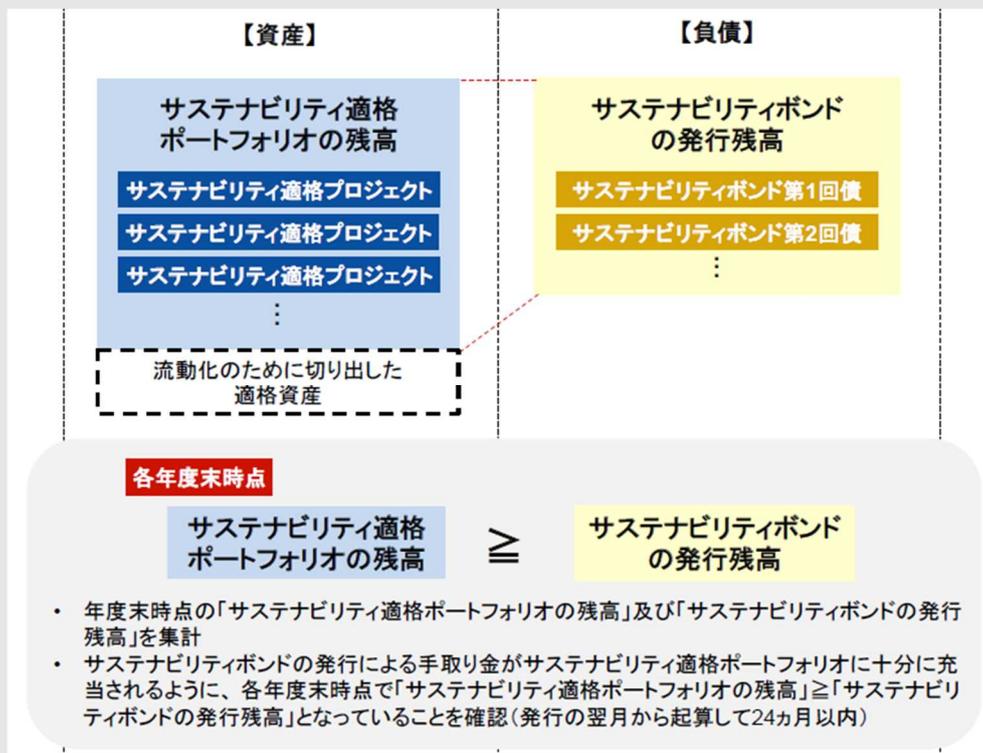
サステナビリティ適格プロジェクトは、客観的で透明性のある基準を用いて選定されています。2.1「サステナビリティ適格クライテリア」は、投資家や市場が求める要件や、専門家の見解等との整合性を確保するために、定期的に見直されます。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金使途の選定基準及びそのプロセスについて適切と評価している。今次レビューにあたり、JCR ではオリックス銀行に確認を行い、前回評価からの変化はないことを確認した。

3. 調達資金の管理

資金使途にかかる本フレームワーク



用語	定義
サステナビリティ適格ポートフォリオの残高	サステナビリティボンドによる調達資金を充当するサステナビリティ適格プロジェクトへの投融資の残高
サステナビリティボンドの発行残高	当社が発行した残存する全てのサステナビリティボンドの発行残高

- 調達資金は経営企画部サステナビリティ推進チームが社内システムを使用してサステナビリティ適格ポートフォリオへの資金の充当状況をモニタリング及び追跡管理します。各年度決算時点のサステナビリティボンド発行総額が各年度末時点の適格ポートフォリオの残高を上回らないことを確認し、調達資金が適格ポートフォリオに十分に充当されるようにしています。なお、発行の翌月から起算して24ヵ月以内にはサステナビリティ適格ポートフォリオの残高がサステナビリティボンドの発行残高を上回る見込みです。但し、発行の翌月から起算して24ヵ月以内にサステナビリティ適格ポートフォリオ残高がサステナビリティボンド発行残高を上回らなかった場合は、その旨を開示する予定です。

- サステナビリティ適格ポートフォリオの残高管理について、
 - 残高はキャッシュベース（年度末時点）で管理します。会計上もキャッシュベースで投融資残高を把握しており、会計上の金額との整合性もとれております。
 - 流動化した資産はサステナビリティ適格ポートフォリオの残高から除外します（但し、劣後受益権等、流動化した証券化商品の一部を当社が保有する場合はサステナビリティ適格ポートフォリオの残高に計上します）。
 - 出資スキームでは様々な立場からプロジェクトに参画する可能性があります。いずれの場合も融資額・出資額をサステナビリティ適格ポートフォリオの残高に計上します。

- 万が一、サステナビリティボンドの発行残高がサステナビリティ適格ポートフォリオの残高を上回る場合には、超過分の資金は、現金及び現金同等物にて運用します。

- サステナビリティボンドの発行残高が存在する間にサステナビリティ適格ポートフォリオの売却等により生じた未充当資金は、サステナビリティ適格ポートフォリオに再充当するまで、現金及び現金同等物にて運用します。なお、再充当に際してはサステナビリティ適格クライテリアを満たすようにします。

- サステナビリティ/グリーン/ソーシャル適格の証券化商品の発行代わり金の管理について、
 - サステナビリティ/グリーン/ソーシャル適格の証券化商品の発行代わり金は、裏付け資産となるサステナビリティ適格プロジェクトに充当されます。裏付け資産の残高は、債務者からの元金の返済により減少しますが、これに伴い証券化商品の元本も償還され減少することを信託契約書等により確認が可能です。
 - サステナビリティ適格プロジェクトを裏付け資産とする証券化商品であるため、本証券化商品の発行代わり金の追跡管理は不要です。
 - 投資家に譲渡されるまでの取引は、社内規定・諸契約書に沿って業務が行われている限り、統制は確保されていると考えられます。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金管理の妥当性及び透明性について適切と評価している。今次レビューにあたり、JCR ではオリックス銀行に確認を行い、前回評価からの変化はないことを確認した。

4. レポーティング

オリックス銀行では、本フレームワークにおいて、レポーティングを以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

資金使途にかかる本フレームワーク

サステナビリティ債券発行から償還までの期間、手取り金の充当状況及び各サステナビリティ適格プロジェクトがもたらす環境・社会へのインパクトは、当社ウェブサイト上にて、年次で開示することを予定しています。なお、レポーティング実施時期については、2023年3月末基準の年度決算公表時より開始する予定です。以降は年度決算毎にレポーティングを実施することを予定しております。

1) 資金充当状況に関するレポーティング

サステナビリティ債券発行により調達された資金が本フレームワークに則ってサステナビリティ適格ポートフォリオに全額充当され、サステナビリティ債券の発行残高がサステナビリティ適格ポートフォリオの残高を超過していないことを当社のウェブサイトにおいて開示します。

サステナビリティ債券の発行残高が存在する限り、サステナビリティ適格ポートフォリオの残高、サステナビリティ債券の発行残高及び充当額等の以下の項目を当社のウェブサイト上にて、年次で開示することを予定しています。

- 6つの事業区分別の当初投融資額合計（①）
- サステナビリティ適格ポートフォリオの期中減少額合計（②：流動化した資産の金額と通常の返済額の合計額）
- サステナビリティ適格ポートフォリオの6つの事業区分別の残高（①-②：年度末における適格ポートフォリオ残高）
- サステナビリティ債券の発行残高
- サステナビリティ債券の充当額

2) インパクト・レポーティング

各サステナビリティ適格クライテリアを満たすプロジェクトがもたらす環境・社会へのインパクトとして表2のインパクト・レポーティングを予定しています。これらの指標は、当社のウェブサイトにて年次で開示する予定です。

また、サステナビリティ/グリーン/ソーシャル適格の証券化商品の資金使途対象となる各サステナビリティ適格プロジェクトによる環境・社会へのインパクトとして表2のインパクト・レポーティングも予定しています。これらの指標は、当社のウェブサイトにて年次で開示する予定です。

表2：インパクト・レポート一覧

<グリーン適格クライテリアを満たすプロジェクト>

事業区分	アウトプット (プロジェクトの進捗・結果)	アウトカム (プロジェクト実行に伴う効果)
A) 省エネ性能の高い住宅系建築物やグリーンビルディング認証を取得済み又は取得予定の住宅系建築物の建設・新規取得等への投融資（含む投資用不動産ローン）	<ul style="list-style-type: none"> 投融資件数 投融資金額 	<ul style="list-style-type: none"> 取得認証種類 取得認証水準 対象件数
B) 太陽光・水力・バイオマス・風力を含む再生可能エネルギー事業への投融資	<ul style="list-style-type: none"> 投融資件数 投融資金額 	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ設備の発電容量 CO₂削減量（理論値）*1
C) サーキュラーエコノミーに資する分野の企業やプロジェクトへの投融資	<ul style="list-style-type: none"> 投融資件数 投融資金額 	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル処理量
D) 脱炭素のための設備・構造改革関連投融資	<ul style="list-style-type: none"> 投融資件数 投融資金額 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ機器・設備のCO₂削減量*2
E) 環境負荷低減に配慮した非住宅系建築（物流施設・倉庫・オフィス・ホテル等）の建設・新規取得等への投融資	<ul style="list-style-type: none"> 投融資件数 投融資金額 	<ul style="list-style-type: none"> 取得認証種類 取得認証水準 対象件数

<ソーシャル適格クライテリアを満たすプロジェクト>

事業区分	アウトプット (プロジェクトの進捗・結果)	アウトカム (プロジェクト実行に伴う効果)
F) 福祉関連投融資	<ul style="list-style-type: none"> 投融資件数 投融資金額 	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設の種別・規模 (居室数、定員数)

*1：B) 太陽光・水力・バイオマス・風力を含む再生可能エネルギー事業の CO₂ 削減量（理論値）の算出式

- （年間発電量のデータが取得可能な場合）年間発電量 × 二酸化炭素排出係数
- （年間発電量のデータが取得不可能な場合）発電容量 × 24 時間 × 365 日 × 平均稼働率 × 二酸化炭素排出係数
 - 年間発電量：前年度の発電量（1 年に満たない期間の発電量となる場合は発電容量等を用いて算出）
 - 二酸化炭素排出係数：電気事業者別排出係数（出所：環境省）
 - 平均稼働率：発電コスト検証ワーキンググループ「基本政策分科会に対する発電コスト検証に関する報告（令和 3 年 9 月）」の「設備利用率」を参照

*2：省エネルギー機器・設備の CO₂ 削減量

機器・設備のパフレットに記載されている CO₂ 削減量を参照

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金の充当状況及び環境改善効果・社会的便益に係るレポートについて適切と評価している。今次レビューにあたり、オリックス銀行はインパクト・レポートの B) 太陽光・水力・バイオマス・風力を含む再生可能エネルギー事業への投融資におけるアウトカムの算出式を変更した。具体的には、年間発電量の基準を「稼働を開始した年度の発電量」から「前年度の発電量」に変更した。変更後も JCR では本フレームワークに記載された資金の充当状況及び環境改善効果・社会的便益に係るレポートについて適切と評価している。

オリックス銀行では、ウェブサイト上に「サステナビリティファイナンス」に関するページを設けて資金充当状況及びインパクト・レポートの開示を行っており、本フレームワークに定める開示が適切に行われていることを JCR では確認している。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

オリックス銀行の親会社であるオリックスは、創業時より「事業活動を通じて新しい価値を提供し、社会に貢献することを基本」として事業を推進している。オリックスグループは、2019年9月にサステナビリティポリシー⁷及びサステナブル投融資ポリシーを策定し、事業活動及び投融資においてオリックスグループがサステナビリティに対して貢献していくための方針を示している。太陽光を中心とする再生可能エネルギー事業や不動産事業など多岐にわたる事業を通じて、自然環境への配慮や社会的課題への解決を目指している。オリックス銀行は、オリックスグループの一社として、オリックスグループと足並みを揃えつつ金融機関として目指すべきことをサステナビリティ方針として開示している。

オリックス銀行のサステナビリティ方針では、事業を通じて社会課題の解決を図ることで、持続可能な社会の構築及びオリックス銀行としての持続可能な成長の両立を実現すべく、オリックス銀行が取り組むべき重要課題（マテリアリティ）が特定されている。

重要課題（マテリアリティ）		関連するSDGs	重要課題（マテリアリティ）	関連するSDGs	
I	持続可能な経済・社会の創造	高齢化社会対策	III	自然共生社会の実現	気候変動対策
		地域活性化			循環型社会の形成
		スマートでレジリエントな社会の実現			
II	安心・安全な住まいと暮らし	住み続けられるまちづくり	IV	誰もがのびのびと働ける職場づくり	ダイバーシティとインクルージョン
		都市問題の解消			人材育成と自己実現

図1：オリックス銀行 マテリアリティ⁸

本フレームワークに定める適格な投融資対象は、上記マテリアリティのうち、「持続可能な経済・社会の実現」、「安心・安全な住まいと暮らし」、「自然共生社会の実現」に資する事業である。

オリックス銀行では、経営企画部サステナビリティ推進チームが設置され、サステナビリティにかかる専門的知見を有する部署として、方針の策定や施策の企画立案、サステナビリティにかかる社内外への発信を行っている。サステナビリティ推進チームの設立に際しては、外部の専門家による勉強会を通じて情報を収集しており、外部の知見も活用した上で、客観性を以て体制整備が進められた。

以上より、JCRでは、オリックス銀行が引き続きサステナビリティを経営の優先課題ととらえ、業務を通じた各種取り組みを通じて環境問題及び社会問題の課題解決に取り組んでいるものと評価している。

⁷ サステナビリティをオリックス全体に結び付けていくための原則。

⁸ 出典：オリックス銀行 サステナビリティファイナンス・フレームワーク

レビュー結果(結論)

SU 1(F)

本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価(資金使途)」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR サステナビリティボンド・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンドガイドライン」、「グリーンボンドガイドライン」及び「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性・ソーシャル性評価	gs1(F)	SU 1(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs2(F)	SU 2(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs3(F)	SU 3(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外
	gs4(F)	SU 4(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外
	gs5(F)	SU 5(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・日野 響

本評価に関する重要な説明

1. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価又はソーシャルファイナンス評価等を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境又は社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果・社会的便益について責任を負うものではありません。サステナビリティファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果・社会的便益について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに該当する場合に限り、サステナビリティエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR サステナビリティファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、評価の対象であるサステナビリティファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価：サステナビリティファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、SU 1 (F)、SU 2 (F)、SU 3 (F)、SU 4 (F)、SU 5 (F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル